

国民経済計算の作成基準に関する審議状況について（報告）

国民経済計算の作成基準に関して、国民経済計算部会の審議状況は以下のとおり。

1 会議の開催状況

平成 20 年 9 月 8 日（月）統計委員会に諮問。国民経済計算部会に付議

10 月 15 日（水）国民経済計算部会で審議。勘定体系・新分野専門委員会に付議

平成 21 年 1 月 29 日（木）勘定体系・新分野専門委員会で審議

（今後の予定）

2 月 23 日（月）勘定体系・新分野専門委員会で審議予定

2 月 26 日（木）国民経済計算部会で審議予定

3 月 9 日（月）統計委員会で答申予定

2 1 月 29 日の勘定体系・新分野専門委員会における審議状況

(1) 出席者

栗林臨時委員（専門委員会委員長）、出口委員、舟岡委員、門間委員、作間専門委員、内閣府、関係省等

(2) 概要

国民経済計算の作成基準や答申案、今後の予定について、資料に基づく内閣府からの説明があった。

主な意見等は以下のとおり。

（「勘定体系」の表題について）

- ・ 『作成基準案中の「勘定体系」に記載されているものは、勘定の一覧のみであり、93 SNAのマニュアル上では「勘定系列」に相当するものである。「勘定体系」には、制度部門ごとにどのような勘定を作成するのか等も含まれるのではないか。』との意見に対し、内閣府から、名称の変更等検討する旨の回答があった。

（項目・概念の記述について）

- ・ 『作成基準案に、さらに最終消費支出等の項目や概念を記述すべき。また、作成基準とは別に公表される93 SNAとの対応状況等についてもソフトウェアなど重要項目については、作成基準案に盛り込むべき』

との意見があった。

一方、『「概論」には、国際連合の基準に準拠した統計とあり、基本的に国際基準との相違状況のみを明示的に記載すればよいのではないか。』

との意見もあった。

これに対して、内閣府から、『項目や93 SNAとの対応状況などはかなり細かいものになり、頻繁に変更する可能性が高く、作成基準とは別に公表するということで整理した。しかし、意見を踏まえ、「記録内容」に盛り込むことを検討する』との回答があった。

以上の意見を踏まえ、次回の専門委員会に改めて内閣府から作成基準の修正案を示すこととなった。